

# 山梨県公報

号外第二十八号

平成十三年

七月十二日

木 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 一 参議院山梨県選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者
- 一 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者
- 一 参議院山梨県選出選挙における選挙会の場所及び日時
- 一 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時
- 一 参議院山梨県選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所
- 一 参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
- 一 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
- 一 参議院山梨県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日
- 一 参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
- 一 参議院山梨県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額
- 一 個人演説会等を開催することができる施設
- 一 参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所
- 一 参議院山梨県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時
- 一 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十三年七月十二日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙	長	職務代理者
住 所	氏 名	住 所
南巨摩郡増穂町青柳町九〇五番地の二	石澤道夫	山梨市落合八六〇番地
		氏 名
		三枝勇雄

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十三年七月十二日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙分会長	職務代理者
住 所	住 所
甲府市北新二丁目三番八号	北都留郡上野原町桐原八六一番地
氏 名	氏 名
神宮寺英雄	山口創生

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十三年七月十二日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

- 一 場 所 甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日 時 平成十三年八月一日 午前十時三十分

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

- 委員 長 石 澤 道 夫
- 一場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二日 時 平成十三年八月一日 午前十一時

山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

- 委員 長 石 澤 道 夫
  - 一日 時 平成十三年七月十二日 午後五時十五分
  - 二場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号
- 山梨県選挙管理委員会事務室

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

- 委員 長 石 澤 道 夫
  - 一日 時 平成十三年七月十三日 午後五時十五分
  - 二場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号
- 山梨県選挙管理委員会事務室

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

- 委員 長 石 澤 道 夫
  - 一日 時 平成十三年七月十七日 午後五時十五分
  - 二場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号
- 山梨県選挙管理委員会事務室

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

- 委員 長 石 澤 道 夫
- ポスターを掲示することができる日 平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定により、名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の山梨県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

- 委員 長 石 澤 道 夫
  - 一日 時 平成十三年七月十二日 午後七時
  - 二場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号
- 山梨県選挙管理委員会事務室

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による山梨県における候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

- 委員 長 石 澤 道 夫
- 制限額 三千二百八十六万六千九百円

**山梨県選挙管理委員会告示第四十一号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があった。

平成十三年七月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

名 称	所 在 地	指 定 選 挙 管 理 委 員 会
甲西町農村環境改善センター	中巨摩郡甲西町鮎沢一三三番地の一	甲西町選挙管理委員会
八田村高度農業情報センター	中巨摩郡八田村榎原八〇〇番地	八田村選挙管理委員会
八田村農業者トレーニングセンター	中巨摩郡八田村野牛島二二四番地	八田村選挙管理委員会

**参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第一号**

平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成十三年七月十二日

参議院山梨県選出議員選挙

選挙長 石澤道夫

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室  
 （ただし、平成十三年七月十二日 午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館六階会議室とする。）

**参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第二号**

平成十三年七月二十九日執行の参議院山梨県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十三年七月十二日

参議院山梨県選出議員選挙

選挙長 石澤道夫

一 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県選挙管理委員会事務室

二 日 時 平成十三年七月二十六日 午後五時十五分

**参議院比例代表選出議員選挙山梨県選挙分会長告示第一号**

平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により山梨県における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十三年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙

山梨県選挙分会長 神宮寺 英雄

一 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県選挙管理委員会事務室

二 日 時 平成十三年七月二十六日 午後五時三十分

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番